

新潟薬科大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、新潟薬科大学学則（平成3年3月20日制定。以下「本学学則」という。）第6条第2項の規定に基づき、新潟薬科大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本大学院の目的)

第2条 本大学院は、薬学と生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類の福祉と文化の創造発展に寄与することを目的とする。

(点検及び評価)

第3条 本大学院における点検及び評価については、本学学則第2条に定めるところによる。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本大学院の教育研究等の状況の公表については、本学学則第3条に定めるところによる。

(大学院の課程)

第5条 本大学院に置く課程は、博士課程とし、その課程は、前期及び後期の課程に区分して履修する博士課程（以下「区分制博士課程」という。）並びに薬学を履修する博士課程（以下「博士課程」という。）とする。

2 前項の区分制博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）の区分とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(課程の目的)

第6条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識と社会人としての崇高な倫理観を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻等)

第7条 本大学院に置く研究科、専攻及びコースは、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	コース
薬学研究科	薬学専攻	
応用生命科学 科学研究科	応用生命 科学専攻	応用生命科学 コース
		薬科学コース
		理科教職専修 コース

2 薬学研究科は博士課程とし、応用生命科学科学研究科は区分制博士課程とする。

3 応用生命科学科学研究科の応用生命科学コースは博士前期課程及び博士後期課程とし、薬科学コース及び理科教職専修コースは博士前期課程とする。

(研究科の教育研究上の目的)

第8条 薬学研究科は、創薬、医療、保健衛生の分野における高度な研究能力を有し、信頼されるプロフェッショナルとして社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 応用生命科学科学研究科は、食品、農業、環境、創薬、医療及び保健衛生等の生命に関わる分野並びに理科教育の各分野における高度な研究能力を有し、信頼されるプロフェッショナルとして社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(入学定員等)

第9条 本大学院の研究科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士課程・ 博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
薬学研究科	薬学専攻			3人	12人
応用生命科学 科学研究科	応用生命 科学専攻	8人	16人	3人	9人
合計		8人	16人	6人	21人

(教員組織)

第10条 本大学院の教員は、本学の教授が担当するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、准教授、講師又は助教に担当させることができる。

2 各研究科の専攻を担当する教授、准教授、講師及び助教は、指導教員として、学生の学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）に当たるものとする。

3 前項の教員の資格基準に関し必要な事項は、教

育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。
(研究科委員会)

第11条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第93条に規定する教授会として各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第12条 本大学院の各研究科に研究科長を置き、それぞれの研究科の基礎となる学部の学部長をもって充てる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めた場合は、前項の学期の区分を変更することができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日

(3) 新潟薬科大学の開学記念日 6月14日

(4) 春季休業 3月20日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月10日から8月31日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長が必要と認めた場合は、前項の休業日を変更し、又は臨時的休業日を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、休業日であっても、特別の必要がある場合は、授業又は試験を行うことがある。

第4章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第16条 標準修業年限は、次のとおりとする。

(1) 薬学研究科においては、4年とする。

(2) 応用生命科学研究所の博士前期課程においては2年とし、博士後期課程においては3年とする。

(在学年限)

第17条 学生は、前条第1項の標準修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第19条 薬学研究科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(以下「大学」という。)の薬学(修業年限が6年であるものに限る。)、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 修士の学位を有する者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 応用生命科学研究所の博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程

を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(10) 第1号から第9号までの規定にかかわらず、大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、研究科の定める単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの

3 応用生命科学研究科の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する

学位を授与された者

(6) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(7) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものの

(入学の出願)

第20条 本大学院の研究科に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添付して願い出なければならない。

(入学者の選考及び合格者の決定)

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより入学者の選考を行う。

2 前項の入学者選考における合格者の決定は、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第22条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、第51条別表第1の入学金等の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第23条 他の大学院に在学している者及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。)で、本大学院の研究科に転入学を志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、別に定めるところにより選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

(再入学)

第24条 本大学院の研究科を第49条第1項の規定に

より退学した者又は同条第2項第1号により退学を命ぜられた者で、同一の研究科に再入学を志願する者がある場合は、別に定めるところにより選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

(転入学及び再入学の在学すべき年数等)

第25条 前2条の規定により転入学又は再入学が許可された者の通算することができる修業年限及び入学前に修得した単位については、学長が認定する。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第26条 教育課程は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第27条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用するなどして、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 授業は、外国において履修させることができる。

前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育方法の特例)

第28条 本大学院は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定に基づき教育方法の特例（昼夜開講制）による教育を行うことができる。

(授業科目の名称及び単位数並びに履修方法)

第29条 授業科目の名称及び単位数並びに履修方法は、別に定める。

2 授業科目の単位の計算方法については、本学学

則第33条第1項の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第31条 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の認定)

第32条 履修した授業科目の単位の認定は、試験又は研究成果により行う。

2 授業科目の評価は、秀、優、良、可及び不可の5区分とし、可以上を合格とする。

(他の研究科の授業科目の履修)

第33条 教育研究上有益と認める場合は、学生が本大学院の他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第34条 教育研究上有益と認める場合は、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学生は、前項の他の大学院の授業科目を履修しようとする場合は、学長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により学生が修得した他の大学院の授業科目の単位については、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第36条に規定する単位と合わせて20単位を超えないものとする。

4 前3項の規定は、次の場合について準用する。

(1) 学生が第47条第1項の規定により外国の大学院に留学する場合

(2) 学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合

(3) 学生が外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合

- 5 他の大学院（外国の大学院を含む。）における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学院等における研究指導）

第35条 教育上有益と認める場合は、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 学生は、前項の他大学院等において研究指導を受けようとする場合は、学長の許可を得なければならない。

- 3 第1項の規定により他大学院等で研究指導を受ける期間は、博士前期課程の学生については、1年を超えないものとする。

- 4 他大学院等における研究指導等に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第36条 教育上有益と認める場合は、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生制度を含む。）を、本大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。ただし、第34条に規定する単位と合わせて20単位を超えないものとする。

（在学期間の短縮）

第36条の2 薬学研究科において、前条に基づき、入学前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を認定したときは、当該単位数、その単位の修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

- 2 応用生命科学研究科の博士前期課程において、前条に基づき、入学前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を認定したときは、当該単位数、その単位の修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においては、本課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第37条 学生が職業を有している等の事情により、第16条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出た場合は、別に定めるところにより、その計画的履修を認めることができる。

第7章 修了要件及び学位

（修了要件）

第38条 薬学研究科の課程の修了要件は、その研究科に4年以上在学して、35単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者の在学期間については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 応用生命科学研究科の博士前期課程の修了要件は、その研究科に2年以上在学して、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 応用生命科学研究科の博士後期課程の修了要件は、その研究科に3年以上在学して、35単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げた者で、次に該当する者については、次の期間在学すれば足りるものとする。

- (1) 大学院設置基準第16条本文の規定により修士課程を修了した者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、本大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者については、1年（標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上

- (2) 大学院設置基準第16条ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として修士課程を修了した者については、その修士課程の在学期間を含めて3年以上

（修了の認定）

第39条 前条各項に規定する修了の認定は、学長が

行う。

(学位の授与)

第40条 本大学院の研究科を修了した者には、その研究科の課程に応じ、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請して、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程又は博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

(学位に関する規則)

第41条 学位論文の審査及び最終試験の方法その他学位に関し必要な事項は、新潟薬科大学学位規程で定める。

第8章 休学、復学、転学、移籍、退学等

(休学)

第42条 疾病その他やむを得ない理由により3月以上修学することができない学生は、学長に届出の上、休学することができる。

2 疾病その他の理由により修学することが適当でないと認められる学生については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第43条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第17条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第44条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学することができる。

3 前項の規定により復学しようとする学生は、学長に届出なければならない。

(転学)

第45条 他の大学院への転学を志願しようとする学生は、学長に届出なければならない。

(移籍)

第46条 本大学院の他の研究科に移籍を志願する学生は、志願先の研究科の教育研究に支障がないときに限り、別に定めるところにより選考の上、移

籍を許可することがある。

2 前項の規定により移籍が許可された学生の通算することができる標準修業年限及び既に修得した単位については、学長が認定する。

(留学)

第47条 外国の大学院で学修することを志願する学生は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定に基づき留学した期間は、第16条に規定する標準修業年限及び第17条に規定する在学年限に算入する。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(学生の在外研修)

第48条 国際学会での発表、学術研究、国際交流その他の目的で、学生を在外研修させることができる。

2 在外研修に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第49条 退学しようとする学生は、学長に届出なければならない。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生には、退学を命ずることができる。

- (1) 学費納入の督促を受けてから30日以内に納入しない者
- (2) 休学期間が満了しても復学しない者
- (3) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者

(除籍)

第50条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍する。

- (1) 第17条に規定する在学年限を超える者
- (2) 第43条第2項に規定する休学期間を超える者
- (3) 死亡の届出のあった者
- (4) 行方不明の届出のあった者

第9章 学費等

(学費の額及び納入期限等)

第51条 学費の区分、額及び納入期限は、第1の表のとおりとする。

2 学費を納入期限までに納入しない学生には、第32条第2項の規定にかかわらず、単位を与えないものとする。

3 納入済みの学費、休学期間中の学費、停学期間中の学費及び退学者等の学費の取扱い並びに学費の免除及び徴収猶予並びに入学検定料その他の費用については、本学学則第56条から第60条までの規定を準用する。

第10章 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

2 前項のほか、研究科長は、その研究科に所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

3 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第52条の2 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長が懲戒する。

第11章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第53条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の研究科において一又は複数の授業科目の履修を志願する者がある場合は、研究科の教育に支障がないときに限り、別に定めるところにより選考の上、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第54条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の研究科において、特定の課題について研究を志願する者がある場合は、研究科の教育研究に支障がないときに限り、別に定めるところにより選考の上、学長が研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条 他の大学院の学生で、本大学院の研究科の授業科目の履修を志願する者がある場合は、その大学院との協議に基づき、別に定めるところにより選考の上、学長が特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 他の大学院との協議その他特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第56条 他の大学院の学生で、本大学院の研究科において研究指導を受けることを志願する者がある場合は、その大学院との協議に基づき、別に定め

るところにより選考の上、学長が特別研究学生として入学を許可することができる。

2 他の大学院との協議その他特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生及び研究生の入学資格等)

第57条 科目等履修生及び研究生の入学資格、在学期間及び学費については、別表第2の表のとおりとする。

(外国人留学生)

第58条 外国人で本大学院に入学を志願する者がある場合は、特別に選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 改廃手続

(大学院学則の改廃)

第59条 この学則の改廃は、関係研究科委員会及び教育研究評議会で審議した後、学長が理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
2 新潟薬科大学大学院学則（平成3年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、施行日に前日現に在籍する者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規定については平成18年度1年次生から適用し、施行日現在2年次に在籍する者については、この規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定については平成20年度1年次生から適用し、施行日現在2年次に在籍する者については、この規定にかかわらず、なお、従

前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この施行日による改正は、第5条の応用生命科学研究科博士前期課程（修士課程）の収容定員の減員に関する規定、第24条の2、第25条及び第31条の応用生命科学研究科博士後期課程に関する規定、並びに別表第4の本学の学部又は大学院博士前期課程の出身者の入学金免除に関する規定とする。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条、第3条、第24条の2及び第25条の2並びに別表第2の1、別表第2の2の規定については平成22年度1年次入学生から適用し、薬学研究科博士前期課程において施行日前日に在籍する者及び施行日現在2年次に在籍する者については、この規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第4については、平成23年3月31日から適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、施行日前日に在籍する者については、この規程にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第3条第5項の改正規定については、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の第29条第1項の規定は、施行日前日において現に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の第32条第2項の規定は、施行日の前日において現に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。た

だし、改正後の別表第1の学費及び1の規定については、令和5年度1年次入学生から適用し、施行日の前日において現に在籍する者については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第51条関係)

学費

年次	学期	入学金	授業料	施設設備資金	計	納入期限
一年次	前期	200,000円	185,000円	165,000円	550,000円	入学手続の期限
	後期		185,000円	165,000円	350,000円	10月末日
	計	200,000円	370,000円	330,000円	900,000円	
二年次以降	前期		185,000円	165,000円	350,000円	4月末日
	後期		185,000円	165,000円	350,000円	10月末日
	計		370,000円	330,000円	700,000円	

- 備考 1 本学の学部卒業者及び大学院博士前期課程修了者については、入学金の全額、並びに施設設備資金の2分の1相当額を免除する。
- 2 長期履修学生（第37条の規程に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた学生をいう。以下同じ。）の授業料の年額は、上表の授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た授業料総額から、長期履修学生となる前までに納入すべき授業料の総額を控除して得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。）とし、これを前期・後期に均分して上表の納入期限までに納入するものとする。
- 3 長期履修期間の変更が認められた場合の変更後の授業料の年額については、前項の「長期履修学生となる前まで」は「長期履修期間の変更が認められる前まで」に、「長期履修期間の年数」は「変更時以降の長期履修期間の年数」にそれぞれ読み替えるものとする。

別表第2 (第57条関係)

科目等履修生及び研究生の入学資格等

区分	科目等履修生			研究生		
	薬学研究科博士課程	応用生命科学研究科博士前期課程	応用生命科学研究科博士後期課程	薬学研究科博士課程	応用生命科学研究科博士前期課程	応用生命科学研究科博士後期課程
入学資格	大学の薬学（修業年限6年のものに限る。）、医学、歯学若しくは獣医学の卒業者若しくは修士の学位取得者又はそれらと同等以上の者	大学卒業者又はそれと同等以上の者	修士の学位取得者又はそれと同等以上の者	博士の学位取得者又はそれと同等以上の者	修士の学位取得者又はそれと同等以上の者	博士の学位取得者又はそれと同等以上の者
入学時期	各学期の始め			随時		
在学期間 *1	1年以内			1年以内		
学費 *2	授業料 1単位につき 50,000円			入学金 100,000円 授業料 年 400,000円 (特別の場合、実習費を自弁することがある。)		

- 備考 *1 事情により延長を認める。
- *2 事情により減免を認めることがある。